

昭和十六年三月二十六日  
勅令第五十三號  
金屬類ノ特別回收ニ關スル勅令案要綱

諭令第五十三號

金屬類ノ特別回收ニ關スル勅令案要綱

第一 本要綱ニ於テ回收物件トハ鐵又ハ銅若ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金ヲ主タル材料トスル物件ニシテ閣令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フコト

第二 閣令ヲ以テ指定スル工場、專業場、倉庫、店舖、公園其ノ他ノ施設ニ備付ケ又ハ設置セラレタル回收物件（以下指定施設ニ於ケル回收物件ト稱ス）ニシテ閣令ヲ以テ指定スルモノヲ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ハ當該物件ニ付讓渡其ノ他ノ處分又ハ移動ヲ爲シ得ザルコト

第三 主務大臣ハ地域ヲ限リ其ノ地域内ノ指定施設ニ於ケル回收物件ニシテ第二ノ規定ニ依リ閣令ヲ以テ指定スルモノ以外ノモノヲ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ニ對シ一般的ニ當該回收物件ノ讓渡其ノ他ノ處分又ハ移動ヲ制限シ得ルコト